

4 対象者

法人・個人を問わず、次に掲げる要件を備えている方にご利用いただけます。

- (1) 次の小規模企業者等であること。ただし、ア及びイの者については、新商品の開発又は生産等、その他経営の相当程度の向上を図り、経営の革新（※）を行うことにより、付加価値額若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率、かつ、経常利益の増加率が下表の基準を満たすことが見込まれる必要があります。 ※ 経営革新計画の承認が条件ではありません。

	付加価値額（※1）若しくは従業員一人当たりの付加価値額（※1）の増加率	経常利益（※2）の増加率
3年間計画	9%以上	3%以上
4年間計画	12%以上	4%以上
5年間計画	15%以上	5%以上

※1 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※2 経常利益＝営業利益－営業外費用

ア 小規模企業者

(ア) 製造業・建設業・運送業等

……………常時使用する従業員の数が20人以下の事業者

(イ) 商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）

……………常時使用する従業員の数が5人以下の事業者

イ 小規模企業者以外の中小企業者

(ア) 製造業・建設業・運送業等

……………常時使用する従業員の数が21人以上50人以下の事業者

(イ) 商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）

……………常時使用する従業員の数が6人以上50人以下の事業者

ただし、小規模企業者以外の中小企業者は、次の3つの条件に全て該当する必要があります。

- ① 銀行（信用金庫、信用組合を除く。）、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の残高の合計額が4億2,000万円以下であること（※ただし、(株)日本政策金融公庫のうち、旧国民生活金融公庫事業に係る資金の借入金の残高を除く。）。
- ② 直近3年間の経常利益の平均が3,500万円以下であること。
- ③ 大企業一社から3分の1以上の出資を受けていないこと。

ウ 創業者

(ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（イに掲げるものを除く。）

(イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

(ウ) 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。）であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの

(エ) 新たに設立された会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

(注) (7)又は(イ)に該当する創業者については、創業計画について当機構又は他の中小企業支援機関等の創業相談を受けていること。

- (2) 愛知県内に工場若しくは事業所を有している又は有することが見込まれること。
- (3) 事業を引き続き1年以上行っていること。ただし、創業者を除く。
- (4) 直近2か年間における県税（県民税及び事業税）を滞納していないこと（県税以外の税金を滞納していないこと）。
- (5) 性風俗特殊営業に該当する業種その他公の秩序又は善良の風俗を害する観点から対象とすることが適当でないと愛知県知事が認める業種を営む小規模企業者等でないこと。
- (6) 暴力団関係者等と関係がないこと。